破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５８８号
札幌市白石区菊水元町２条２丁目５番８号
菊水ゆたかマンション202号
債務者　高橋　　薫（旧姓一戸）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６７号
札幌市北区篠路３条２丁目１番134―302号
債務者　北嶋美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７４号
北海道千歳市桜木２丁目８番７号
債務者　阪井　貴史
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１４号
北海道江別市上江別南町25番地の12
債務者　佐々木静雄
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１５号
北海道江別市上江別南町25番地の12
債務者　佐々木貴雄
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１０３号
札幌市北区北30条西７丁目２番５号　アリエル北30―105号
債務者　小出翔太郎
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１８号
札幌市手稲区前田７条15丁目３番11号
債務者　田崎　友美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１６２号
札幌市東区北43条東14丁目１番１―102号
債務者　相田　希美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１４号
札幌市北区北22条西５丁目１番13号　棚田アパート２Ｆ奥
債務者　佐々木優太
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２２号
札幌市西区発寒16条４丁目２番19号
債務者　塩谷　純美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５４号
札幌市南区真駒内上町４丁目３番８―302号
債務者　富沢　佳美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６８号
北海道江別市文京台東町26番地の３　ソニア文京台204号
債務者　川田　咲子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７９号
札幌市清田区美しが丘１条８丁目８番１号　クレストール里塚101号
債務者　善家　勝美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４４号
札幌市中央区南９条西11丁目２番17号　大野ハイツ２号
債務者　森　　雅代
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５８号
札幌市白石区北郷８条３丁目６番32―302号
債務者　飛弾野佳男
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７０号
札幌市豊平区福住３条９丁目４番11号
債務者　菊池　照俊
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８９号
北海道北斗市七重浜１丁目１番33―303号
債務者　蛯子ゆかり
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
　函館地方裁判所